



平成 27 年度版

い バ ラ き の環境

(平成 26 年度実績報告書)



目次

はじめに	1
1 平成26(2014)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	2
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	4
【いごこちの良い生活環境をたもつ】	4
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	
2 新たな環境課題への対応	
3 快適環境の保全	
【バランスのとれた自然環境をつくる】	10
1 都市とみどりの共存	
2 自然資源の利用の推進	
3 生物多様性の保全	
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	16
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	22
1 減量化の推進	
2 再資源化の推進	
3 適正処理の推進	
【環境意識・環境教育・環境行動】	26
【環境基本計画の推進体制】	27
茨木市環境基本条例	28

別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

はじめに

平成27年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施する新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

環境像

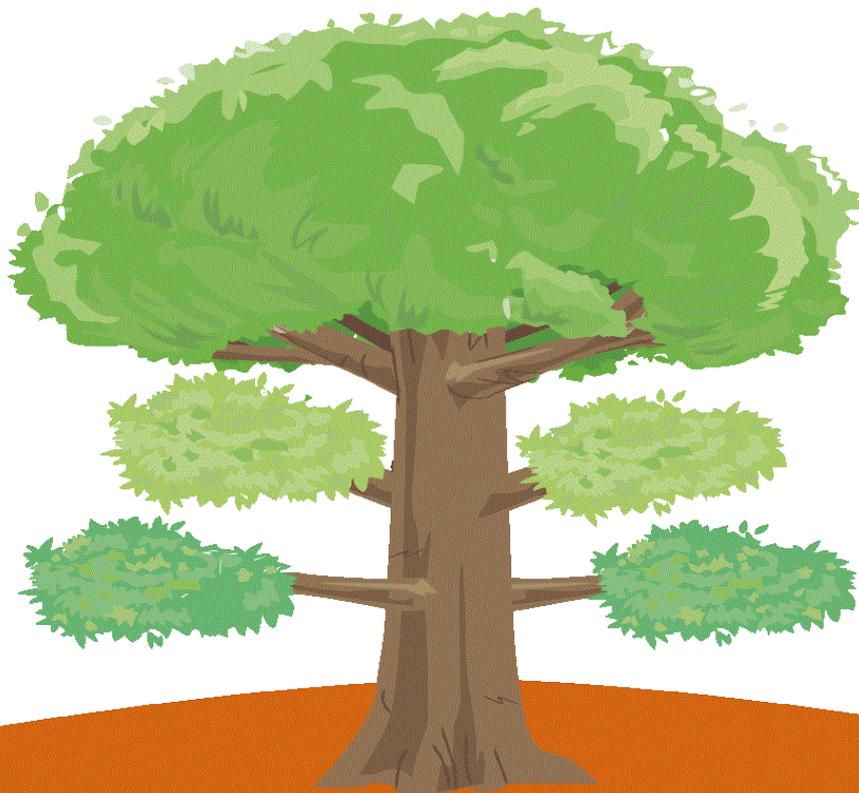
心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

基本施策

- 基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ
- 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる
- 基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- 基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

横断的な要素

環境意識・環境教育・環境行動



1 平成26(2014)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」の中から、とりわけ特徴的な取組をそれぞれご紹介します。



い

市のホームページで

大気環境情報を確認できるようになりました！

PM2.5（微粒子状物質）などの大気環境情報を、市ホームページにリアルタイム（1時間値）で表示するサービスを開始しました。

ホームページでは、市内4か所の測定局で観測した大気情報（PM2.5、光化学オキシダント、二酸化窒素、風速など10項目（測定局により測定していない項目あり））や、1日の測定結果について、地図上の表示やグラフ等で確認することができます。健康被害の予防にお役立てください。



ホームページ

ホームページアドレス

<http://www.ibaraki-kankyo.jp/index.php>

茨木市 大気環境情報

バ

市庁舎で屋上緑化・壁面緑化を行いました！



建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、市庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止を図りました。

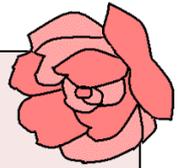
緑化植物は、自然環境のまままで生育できるサボテンの一種である多肉植物（セダム）を採用し多孔性セラミック基板の表土に植え付け、軽量化を行いました。



屋上緑化状況

ラ

市所有の土地を民間事業者に貸し出し、 太陽光発電システムを設置しました！



8月末に、市域の南にある茨木市環境衛生センター一般廃棄物最終処分場への太陽光発電システム（582.4kW）の設置が完了し、発電を開始しています。

これは、民間事業者への土地貸し事業によるもので、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、平成24(2013)年7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用しています。



環境衛生センター
一般廃棄物最終処分場

き

ごみの出し方が一部変更になりました！



4月から、ごみの出し方が一部変更になりました。粗大ごみは、「小型」、「大型」に分けて出していただいています。また、「資源物」として、新たに「古着・古布類」・「化粧品びん」を収集しています。

粗大ごみについては、粗大ごみの中に普通ごみや資源物が多く含まれていることから、小型・大型の区分で収集し、分別を徹底することで、粗大ごみの減量化を図るとともに、集積場所の環境美化の目的で実施するものです。

「古着・古布類」・「化粧品びん」については、これまで、それぞれ普通ごみと粗大ごみとして収集していましたが、再資源化が可能なものであることから、ごみの減量化・再資源化を図るために新たに資源物として収集を開始しました。

分別意識が定着するよう、自治会や減量推進員の皆さんの協力のもと、啓発看板を作成・設置を行っています。

分別を変更したことで、平成26(2014)年度の収集量は、平成25(2013)年度と比べて、資源物は10.0%増加、粗大ごみは14.4%減少、普通ごみは3.4%減少し、家庭から出されたごみ全体では、4.8%減少しました。

平成26年4月から「古着・古布類」・「化粧品びん」の分別収集を開始しました。

古着・古布類 毎月 回日の 曜日 古紙類の収集にお出しいただき	化粧品びん 毎月 回日・ 回日の 曜日 資源物の収集にお出しいただき
--	---

【出せる品目】
 ●シャツ ●スウェット ●スカート ●セーター
 ●コート ●ジャケット ●靴下 ●手袋
 ●ハンカチ ●タオル ●ハンカチ ●ハンカチ ●ハンカチ
 ●タオル ●ハンカチ ●ハンカチ ●ハンカチ ●ハンカチ

【出せない品目】
 ※のり付けされたもの、破れがひどいもの、汚れがひどいもの、異臭がするもの、危険なもの、資源物以外のもの

平成26年4月から「粗大ごみ」は、大きさにより出す日が変わりました。

小型ごみ 毎月 回日の 曜日 ●黒色、半分の容量に収まる ●小型ごみに出す「カラダ類」は、飲食品用・化粧品以外のびんです。	大型ごみ 毎月 回日の 曜日 ●大型ごみ ●つゆの辺りが1m以上の自転車・車いすなど ●新たなし、傘、高さ・奥行のいずれかは ●1m未満であること
---	---

●1mを超えるものは、分替またはたんで、紐等で結軌の上、小型・大型の区分ができていただく。

新分別集積場所設置看板
(粗大ごみ・古着古布・化粧品びん)

2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

基本施策 1 いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

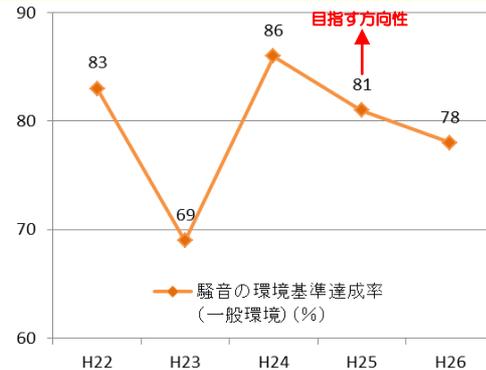
【目指すまちのすがた】

- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

【設定した環境指標の状況】

「一般環境における騒音の環境基準達成率」

環境基準達成率が78%と平成25(2013)年度より3%悪化したのは、自動車音や虫等の鳴き声の影響が大きかったことが原因であると考えられます。



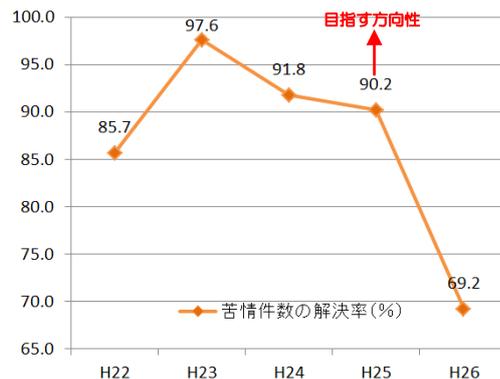
「道路騒音の環境基準達成率」

平成26(2014)年度の数值は、沢良宜東千里丘停車場線、南千里茨木停車場線、一般国道171号線、大阪高槻京都線、大阪中央環境線（近畿自動車道）の5路線6地点での環境基準達成率です。



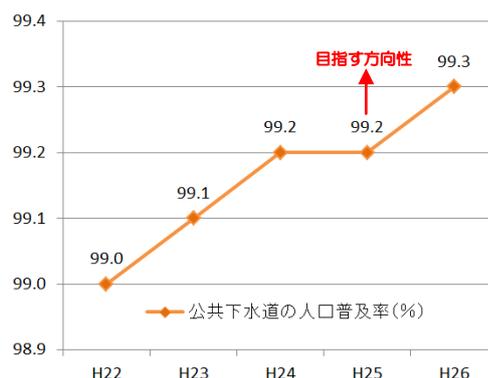
「公害苦情の解決率」

平成26(2014)年度に、新規で受付をした公害苦情39件のうち、解決に至ったのは27件で解決率は69.2%になりました。最近の苦情は、内容も複雑化しており、解決が困難な事例が増えていることが要因であると考えられます。



「公共下水道の人口普及率」

市の下水道は、昭和30(1955)年代後半の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37(1962)年から公共下水道の整備に着手しました。本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施したため、平成26(2014)年度末現在で公共下水道の人口普及率が99.3%になりました。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導」

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視や酸性雨調査、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。



環境騒音（一般環境）の測定

「水洗便所普及事業（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）」

本市では、水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所への改造に必要な資金を貸し出す貸付金制度を設けています。

また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。

「合併浄化槽の設置（公設浄化槽事業）」

本市では、川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境と街並みをつくるために、平成25(2013)年度から、北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水と、し尿を一緒に浄化処理する施設）を設置しています。また、合併浄化槽を維持管理する公設浄化槽事業（所有者から寄附を受けた民間の浄化槽を、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

平成26(2014)年度は35基設置し、累計で153基の維持管理をしています。対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪、大字佐保の一部及び大字忍頂寺の一部で、浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅又は事業所を対象としています。



浄化槽設置状況

基本施策 1 いごちの良生活環境をたもつ

取組方針（2）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

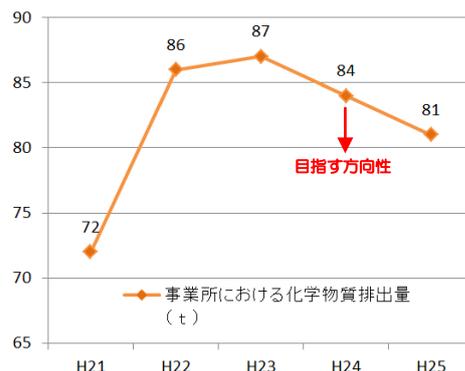
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」

国で取りまとめを行った最新の数値として、平成25(2013)年度の事業所における化学物質排出量は、81 tでした。各事業所が化学物質の削減に取り組んでおり、近年の排出量は減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境保全協定の締結件数」

環境保全協定の締結件数は15件で平成25(2013)年度と変わっていません。これは、新たなライフサイエンス系施設の設置が無かったためです。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「P R T R法に関する届出及びライフサイエンス環境保全対策」

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）に基づく、特定化学物質の排出量等の届出を事業者へ促し、事業者による化学物質の自主的な管理を促進しました。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、事業所の立入調査及び施設の適正な維持管理について指導しました。



～P R T R制度とは～

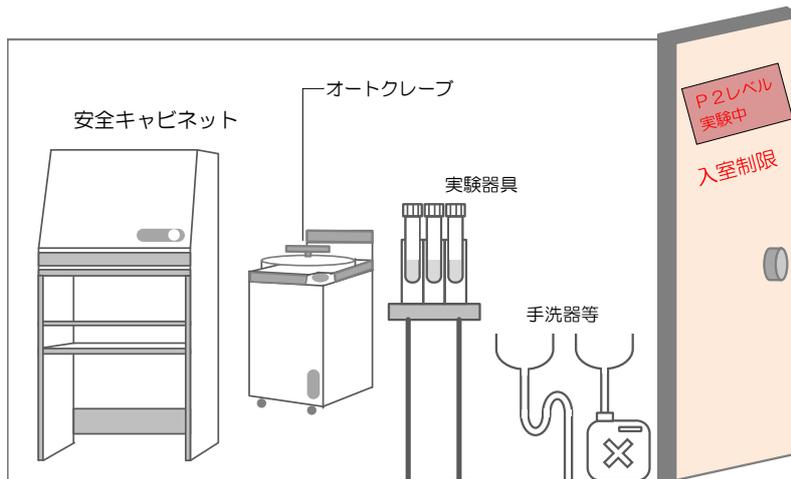
P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出) 制度は、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11(1999)年法律第86号）により制度化されました。



～遺伝子組換え実験の安全対策～

遺伝子組換え実験等を実施する際は、法令で拡散防止措置が定められており、厳しい安全対策のもとで実験が実施されています。



遺伝子組換え実験室（P2レベル）のイメージ

☆安全キャビネット

病原体や遺伝子組換え生物などを取り扱う研究所や医療機関の検査室などに設置が義務付けられているもので、病原体等の外部への流出を防ぎ、安全に実験を行うための設備です。

☆オートクレーブ

内部を飽和蒸気によって高温高圧にできる機器のことで、飽和蒸気によって細菌や微生物の殺菌を行います。

基本施策 1 いこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（3）快適環境の保全

○目指すまちのすがた

- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

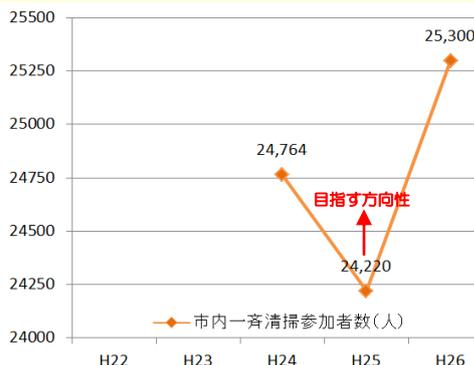
「路上喫煙率」

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みが、市民の喫煙マナーを一定程度啓発する効果があったため、路上喫煙率が0.3%になったと考えられます。



「市内一斉清掃参加者数」

参加自治会が、平成25(2013)年度から8自治会増え、382自治会になったことで、市内一斉清掃参加者数が増加したと考えられます。



「不法投棄処理件数」

新たな不法投棄禁止看板の設置やパトロールの強化等を行ったため、不法投棄処理件数が440件になりました。



「飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数」

平成26(2014)年度から所有者不明猫の手術に対する補助金額の引上げを実施したことなどから、飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数が531件になりました。

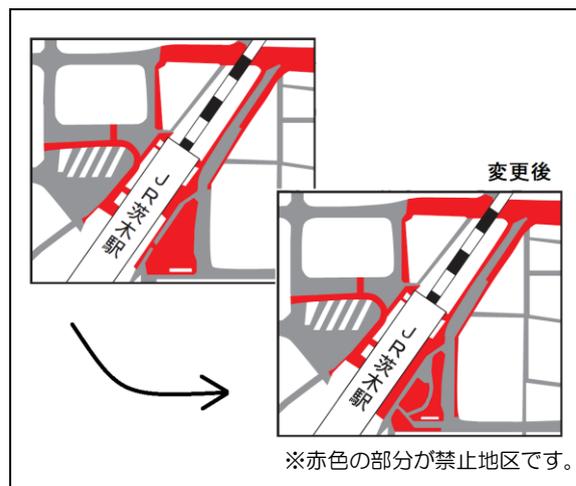


平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「路上喫煙禁止地区の見直し」

路上喫煙とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において喫煙し、又は火のついたたばこを持つことをいいます。

JR茨木・阪急茨木市両駅前広場、両駅を結ぶ府道枚方茨木線（中央通り）の区域を路上喫煙禁止地区に指定しています。平成26(2014)年度は、JR茨木駅東口駅前広場の供用開始に伴い、広場、道路等の形状等が変更となることから、駅までの動線を考慮し、禁止地区を一部拡大しました。



路上喫煙禁止地区

「市内一斉清掃の実施」

市民憲章の「環境をととのえて美しいまちをつくりましょう」の実践活動として、「自分たちのまちは、自分たちの手で美しく」をモットーに、毎年12月に「年末市内一斉清掃」を実施しています。



市内一斉清掃の様子

「不法投棄防止啓発看板の設置」

本市の北部は、北摂山地の一部に位置しており、市域の半分を占めています。近頃では、山間部への建設廃材や單車、自動車、その他廃棄物の不法投棄が多く見受けられます。これらに対処するため関係課で合同定期パトロールを実施し、未然防止を目的として、状況把握と早期発見に努め、土地の管理者に適正管理を促しています。また、公共施設にあっては施設管理者と共同して発見次第撤去するよう努め、併せて不法投棄防止立札を設置し、不法投棄防止に力を注いでいます。平成26(2014)年度は不法投棄防止啓発看板を、新たに41枚設置しました。

「避妊・去勢手術費補助」

犬又は猫の飼い主及び所有者不明猫の世話又は減らす活動を行う本市に登録された団体に対し、飼い犬等の避妊・去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、不幸な動物をなくし、適正な飼養及び愛護についての意識の高揚を図っています。平成26(2014)年度から、所有者不明猫の手術に対する補助金額の引上げを行いました。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(1) 都市とみどりの共存

【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

「市街地の公園・緑地面積」

新たに公園・緑地を設置したため、市街地の公園・緑地面積が126.62haになりました。



「身近な緑を育む事業参加者数 (花と緑の街角づくり推進事業参加者数)」

活動地が増加し、協定団体数が142団体から144団体になったことで事業への参加者が1,936人になりました。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「親水水路整備事業」

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路及び南部地域を流れる島地区せせらぎ水路について、適正な維持管理を実施し、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。



高瀬川親水水路

「生垣緑化推進事業」

都市緑化の推進のためには、公園や道路等の公共施設の緑化だけでなく、住宅や事業地等の民有地の緑化についても取り組む必要があります。本市では、住宅等への生垣設置を助成することで、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。



生垣緑化

「みどりのカーテンの推進」

市民の皆さんに、身近に実践できる行動・体験を通じて、ヒートアイランド現象等の環境問題への意識を高めていただくことを目的に、自宅等で「緑のカーテン」の育成に取り組んでいただく事業を行っています。平成26(2014)年度は市民47人、事業者6団体、市立保育所等9か所、市立幼稚園11園、市立小学校30校、市立中学校11校、学童保育9か所に取り組んでいただきました。



みどりのカーテン

～若園公園バラ園～

市の花「バラ」が市民の皆さんに親しまれるように、若園公園に約 150 品種、およそ 2,300 株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの来園者が訪れます。

また、春のみどりの月間に抽選でバラの苗木を配布し、夏と冬にはせん定実技講習会を開催しました。



若園公園バラ園（5月）

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(2) 自然資源の利用の推進

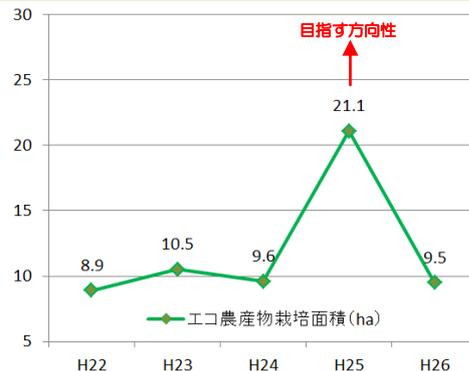
【目指すまちのすがた】

- 美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- 間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」

平成26(2014)年度のエコ農産物栽培面積は9.5haであり、平年並みの取組でした。



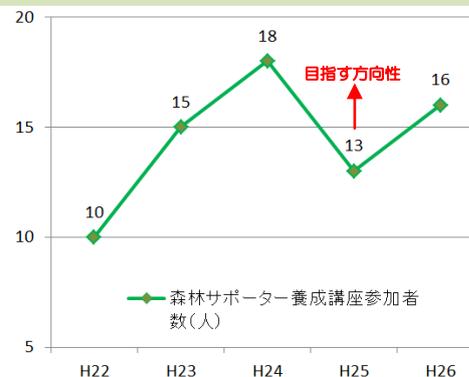
「ふれあい農園區画数」

ふれあい農園とは、市が開設した市民農園です。現在、「銭原ふれあい農園」「総持寺ふれあい農園」「山手台ふれあい農園」「彩都やまぶきふれあい農園」「島ふれあい農園」「彩都東ふれあい農園」の6箇所を開設しており、区画数は227区画あります。



「森林サポーター養成講座参加者数」

森林サポーター養成講座については、定員を25人として募集しています。例年、15~20人で推移しています。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「エコ農産物」

大阪府において、環境に配慮した農業者の支援を行うため、基準を作成し減農薬・減化学肥料栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度があります。

本市においてもこの制度を活用し、茨木産のエコ農産物（平成26(2014)年度、市内37件認証）に「いばらきっ子」と愛称をつけるなど、減農薬・減化学肥料栽培の推進に取り組んでいます。なお、いばらきっ子はde愛・ほっこり見山の郷やJA茨木市農産物直売所みしま館、茨木市農業祭などにて販売しています。



いばらきっ子シール

「森林ボランティア活動」

森林サポーター養成講座は、森林保全活動に興味を持っておられる方を対象に、保全活動の基礎知識を学んでいただく場として平成17(2005)年度から開講しています。平成26(2014)年度は16名の方が受講されました。修了生の大多数の方が森林保全ボランティア団体に加入され、保全活動に携わっておられます。



平成26年度の講座の様子

「景観作物（れんげ）の活用」

れんげを堆肥とした水稻栽培を支援することにより、れんげによる良好な景観の形成、新たな特産品としてのれんげ米の生産促進、もって地域の活性化及び安全・安心な農作物の供給を図っています。

平成26(2014)年度は、平成27(2015)年度に堆肥として使用するため、秋にれんげの種を6地区約4.1haの田んぼにまきました。



田んぼで開花した「れんげ」

「森林整備」

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対し支援を行っています。なお、森林整備作業の内、間伐作業において間伐した木はこれまで、ほとんど山に放置していましたが、現在は一定量を搬出し利用しています。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(3) 生物多様性の保全

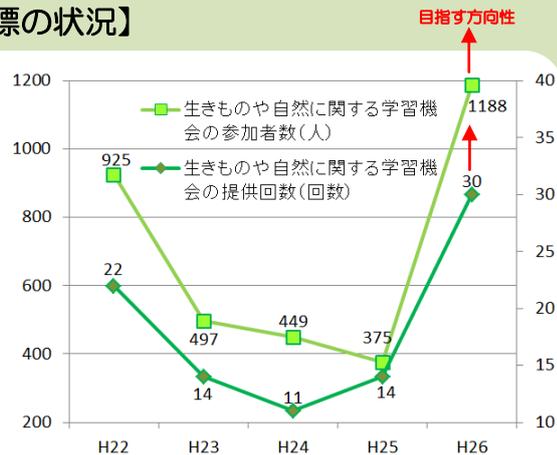
【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」

小学校での環境教育を実施したほか、茨木市環境教育ボランティアによる自然観察講座を実施したため、回数・参加者ともに増加しました。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「森林病虫害対策」

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、本市の森林の多数を占める天然林で発生しているナラ枯れに対する防除事業を実施しました。



ナラ枯れ被害の様子

「ホタルの鑑賞会」

都市部における自然回帰として、従前の自然が活かされた西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整えたうえでホタルを育成・保護し、ホタルと触れ合う機会を創出することで、自然環境の大切さを啓発しています。

西河原公園では、ホタルの他、野鳥や昆虫、魚など多様な生物が生息しています。

平成26(2014)年度は6月13日～15日にホタル鑑賞会を実施し、約5,500の方が来園しました。



ホタルの鑑賞会

「アライグマ・ヌートリアの被害対策」

アライグマは、北米原産でペットとして輸入されていましたが、捨てられたり、逃げ出したりしたものが野生化し、繁殖しました。

「特定外来生物」に指定されており、農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増しています。

また、ヌートリアは南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴です。第二次世界大戦頃に毛皮を利用するために輸入され、その後各地に広がり、農業被害の報告が出ています。アライグマ同様、「特定外来生物」に指定されています。

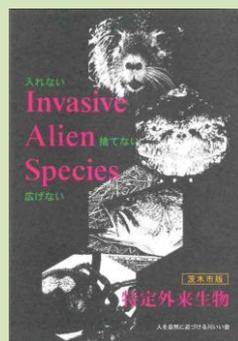
本市では、アライグマ等の被害を防止するため特定外来生物法に基づき、国の特定外来生物の防除の確認を受け「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しています。



市で貸出している箱わな

～特定外来生物パンフレット・ポスター～

特定外来生物の概要や、茨木市内の状況についてわかりやすくまとめられたパンフレットと、市内で確認されている特定外来生物について啓発するポスターです。平成 24(2012)・25(2013)年度の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助制度を活用し、市民団体「人と自然を近づける川いっ会」によって作成されました。冊子は主に市内の小中学校理科教諭に配布されました。現在、冊子の在庫はありませんが、市ホームページから電子データでの閲覧ができます。



パンフレット



ポスター

基本施策3 ライフスタイルの見直しで

低炭素なまちをめざす

取組方針(1) 省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】

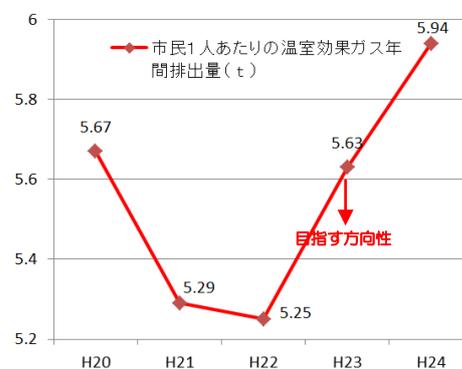
- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量」

市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量が5.94tとなったのは、二酸化炭素排出係数の増加に伴い、民生家庭部門・民生業務部門等での二酸化炭素排出量が増加したことが原因であると考えられます。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」

平成26(2014)年度は、普及啓発事業として、環境フェアを実施しました。



「プラットフォームへの参加者数」

平成26(2014)年度は、平成25(2013)年度に比べてプラットフォームの開催回数が減少したため、参加者数も減少しました。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>）」

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できるものです。本市では、モニター制度を実施し、延べ5台を市民に貸し出しました。ええことカレンダーとは、家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>を約1,000部作成し、エクセルでも取り組んでいただけるデータを市HPにて公開し、多くの市民に取り組んでいただきました。



ええことカレンダー
<いばらき環境家計簿>

「茨木市地球温暖化対策実行計画の推進」

本市では、平成24(2012)年に策定した、茨木市地球温暖化対策実行計画において、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成26(2014)年度の取り組み状況等は、巻末の別添をご参照ください。

「エコオフィスプランいばらき（第4版）の推進」

本市では、エコオフィスプランいばらき（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減目標を掲げています。平成26(2014)年度は、基準年度比では0.5%の増加、前年度比では4.5%の削減となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では2.6%、前年度比では2.0%の削減となりました。

「環境啓発イベントの実施」

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。平成26(2014)年度は、「ムダを減らして緑を増やそう！環境にやさしいエコライフ」をテーマに、10月18日(土)・19日(日)に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）等にて、実施しました。



環境フェア2014 実施の様子

基本施策3 ライフスタイルの見直しで

低炭素なまちをめざす

取組方針(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】

- 化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

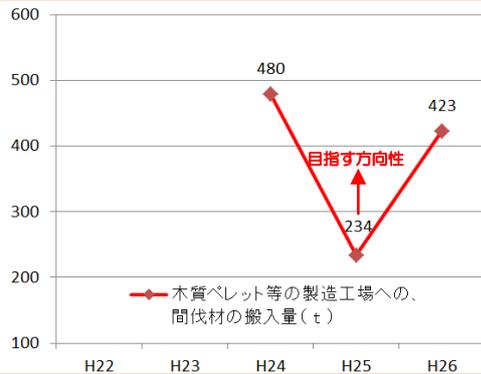
「再生可能エネルギー導入件数」

再生可能エネルギー導入件数が620件と減少したのは、余剰電力の買取価格の低下や国の住宅用太陽光発電導入支援補助金が終了したことが要因であると考えられます。



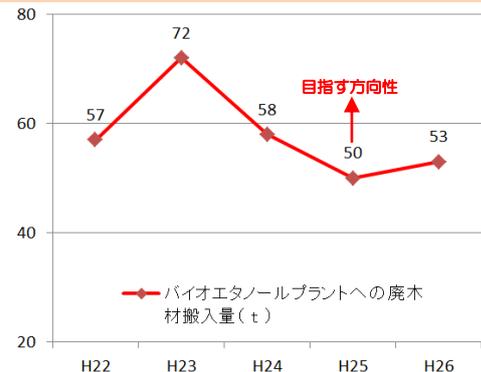
「木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量」

本市より搬出された間伐材423 tが、ペレットに加工され、有効活用が図られました。



「バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量」

平成26(2014)年度の搬入量は53 tであり、平年並みの取組でした。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「指定避難所再生可能エネルギー設備設置事業」

大阪府では、環境省より補助金を受け、災害時に地域の防災の活動の拠点となる府有施設、府内市町村施設及び民間施設において、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等の導入を進め、災害に強く低炭素な地域づくりを推進しています。

本市では、この事業の一環である大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金補助（補助率10/10）を活用し、東雲中学校・北中学校・天王小学校・葦原小学校に各施設10kW、計40kWの太陽光発電システムと蓄電池を設置しました。



天王小に設置された太陽光パネル

「LED導入事業」

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、年次的にLED照明設備を導入しています。市庁舎における平成26(2014)年度の導入状況は、本館622本・南館248本です。これにより、年間で38,031kWと電気料金459,410円（蛍光管比）の削減につながりました。また、元茨木川緑地では、公園灯8基をLEDに転換しました。そのほか、街路灯1,105灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約31%になりました。

「雨水貯留タンク」

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンクの設置者に対する補助制度を設けています。



雨水貯留タンク

「雨水浸透ます」

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流出することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。



雨水浸透ます

基本施策3 ライフスタイルの見直しで

低炭素なまちをめざす

取組方針(3) 低炭素な暮らしや事業活動の推進

【目指すまちのすがた】

- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の認定件数」

“高い省エネ性能基準を採用した住宅”を、コンセプトの一つとした分譲住宅地開発があったことから、認定件数が増加したと考えられます。



「鉄道利用者数・バス利用者数」

鉄道利用者数については、JR・阪急・モノレール全てで増加しています。また、バスの利用者数についても平成23(2011)年度以降増加しています。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「エコドライブ研修の実施」

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化ストップを図ることを目的として、事業者・市職員向けにエコドライブ研修を実施しました。平成26(2014)年度は研修を3回開催し、合わせて193名(内、事業者83名、市職員110名)の参加がありました。講師による講義とDVDの上映を行い、自動車排気ガスによる環境への影響やエコドライブの実践方法について学びました。



エコドライブ研修の様子

「コミュニティサイクル」

身近な移動手段である自転車は、二酸化炭素を排出しない環境にやさしい乗り物です。化石燃料を使用し走行する乗り物ではなく、レンタサイクル・コミュニティサイクルを利用することは、地球温暖化防止に繋がります。

本市が指定管理として運営を委託している自転車駐輪場（JR茨木駅東口自転車駐輪場・阪急茨木西口駐輪場・南茨木駅前第1自転車駐輪場）でも、コミュニティサイクルを導入しています。3か所のサイクルポートであればどこでもレンタル・返却できるので、気軽に自転車を利用することができます。



コミュニティサイクルの導入場所



「電気自動車・エコカーの普及啓発」

本市では地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めています。平成26(2014)年度は、環境フェアにてエコカーの展示を行い、29人の市民が試乗しました。



基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針（1）減量化の推進

【目指すまちのすがた】

- ・家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- ・不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」

平成26(2014)年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は472g（前年度比26g減）でした。これは、ごみ分別区分の変更により、分別への意識が向上したためと考えられます。



「事業系ごみ年間排出量」

平成26(2014)年度の事業系ごみ排出量は50,486t（前年度比1,987t減）でした。これは事業所による取組とあわせ、事業所を訪問し、資源物の分別等、ごみ減量について指導したことによる効果があらわれたものと考えられます。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「家庭ごみの分別区分の変更」

4月から、粗大ごみを小型・大型の区分に変更したほか、資源物として新たに「化粧品びん」や「古着・古布類」の品目を追加しました。それにより、市民の分別意識の徹底と家庭系ごみの減量化、再資源化が図られました。



啓発看板（一例）

「資源物持ち去りパトロールの実施」

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶、びん、ペットボトル、古紙、古布）について、市の集積場所からの収集及び運搬の禁止を規定しています。

資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルールの徹底等の啓発を行うとともに、警察への協力を求め、職員による巡回パトロールを実施しています。平成26(2014)年度は72件実施しました。



資源物持ち去り禁止看板

「ダンボールコンポスト」

生ごみを微生物の力で分解し堆肥にするコンポストを、身近で手軽なダンボールで作る講座を開催しました。茨木市環境教育ボランティアを講師に迎え、夏休み・冬休み期間中に、小学生とその保護者を対象に実施した講座では、実際に組み立てたダンボールコンポストを持ち帰り、家庭でも取り組んでいただきました。



ダンボールコンポスト

「事業所訪問の実施」

月3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

平成26(2014)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者68社を訪問し、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。また、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を実施し、事業所啓発リーフレットを作成・送付しました。



啓発リーフレット

「廃棄物展開検査等の実施」

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容物をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰りを指示しています。

また、排出した事業者に対しても立入検査を行い、改善を求めるとともに指導・啓発に努めています。



展開検査の様子

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（2）再資源化の推進

【目指すまちのすがた】

- 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ごみの資源化率が上昇しています。

【設定した環境指標の状況】

「資源物収集量」

平成26(2014)年度は、市の資源物収集に化粧品びん・古布類を追加し、より多くの資源物を回収するようにしたため、増加に繋がりました。



「集団回収量」

平成26(2014)年度は、市における古着・古布類の資源物としての収集開始に伴い、古着・古布類の分別に関する情報提供を行うとともに、地域の集団回収へ優先的に出してもらうよう周知しました。

その結果、資源物としての古着・古布類に関する意識が高まり、回収量が平成25(2013)年度と比べて約60 t、比率にして約15%増えました。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「再生資源集団回収報奨金の支給」

自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、その活動を支援するため、1～12月の間に10回以上かつ1 t以上回収する団体を対象に、回収量に応じ2万円から7万5千円の報奨金を支給しています。平成26(2014)年度は、411団体に総額1,986万4千円の報奨金を支給しました。

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（3）適正処理の推進

【目指すまちのすがた】

- ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。
- 新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「市民1人あたりの収集経費」

平成26(2014)年度の収集経費は増加しました。これは、委託区域の増加に伴い、委託経費が増加したことが原因と考えられます。



「市民1人あたりの処分経費」

平成26(2014)年度の処分経費は減少しました。これは、ごみ分別区分の変更により、分別への意識が向上したためと考えられます。



平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「スマイル収集」

ごみの収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみの収集を行う事業を平成26(2014)年4月1日から開始しました。平成26(2014)年度の利用者数は、21世帯です。

「ごみの散乱防止」

まちの美化対策の一環、さらに衛生上の観点から、平成14年(2002)年6月1日からカラスや猫によるごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を行っています。平成26(2014)年度は、642枚の防鳥ネットを貸与しました。

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

平成26(2014)年度に実施した主な取組内容の紹介

「茨木市環境教育ボランティア」

市民のみなさんが環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、ボランティアの講師としてその支援をしていただける方に「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録していただいています。

平成26(2014)年度は、延べ130人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。

また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、「茨木の自然」をテーマとした連続講座「茨木の自然とつきあう講座」を、全5回実施しました。

なお、平成26(2014)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた、「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校10校からプログラムの実施について依頼がありました。延べ705人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。



自然環境に関する学習の様子
「安威川での生きもの観察」



生活環境に関する学習の様子
「絵本・環境かるたで
地球にやさしい生活を学ぶ」



地球環境に関する学習の様子
「地球温暖化と私たちにできること」

「こどもエコクラブへの支援」

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成26(2014)年度は、本市に3クラブ15人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

また、エコクラブ「アンブレラ」は、市の講座を通じて取り組んだダンボールコンポストや緑のカーテンなどの活動を壁新聞にまとめ、東京で開催されたこどもエコクラブの全国大会において、大阪府を代表して、発表を行いました。



全国大会での発表の様子

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

「環境審議会」

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。平成26(2014)年度の委員名簿は右表のとおりです。

審議会は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成26(2014)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿 (50音順)

平成26年4月1日現在

氏名	所属等
石山 郁慧	公募市民委員
今堀 洋子	追手門学院大学准教授
圓入 克介	元梅花女子大学教授
久米 辰雄	京都工芸繊維大学特任教授
玉井 昌宏	大阪大学大学院准教授
天保 好博	茨木市環境教育ボランティア
箱田 正輝	(株) 平和堂アル・プラザ茨木
藤田 紫	茨木商工会議所
三輪 信哉	大阪学院大学教授
武蔵野 實	大阪成蹊大学学長
村瀬 径介	大阪府立茨木工科高等学校教諭
山田 俊一	公募市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成26年6月24日(火) 午前10時～午前11時40分	茨木市役所 南館3階 防災会議室	① 「(仮称)第2次茨木市環境基本計画」について(諮問) ② スケジュールについて
第二回	平成26年7月23日(水) 午前10時～午前11時40分	茨木市役所 南館3階 防災会議室	① 茨木市環境基本計画(案)について
第三回	平成26年8月26日(火) 午前10時～午前11時40分	茨木市役所 南館3階 防災会議室	① 茨木市環境基本計画(案)について ② 茨木市地球温暖化対策実行計画に係る指標の設定について
第四回	平成26年11月12日(水) 午前10時～午前11時30分	茨木市役所 南館3階 防災会議室	① 「茨木市環境基本計画」(案)に対するパブリックコメントの意見とその対応について ② 答申(案)について
第五回	平成26年11月27日(木) 午後4時～午後4時30分	茨木市役所 南館3階 防災会議室	① 茨木市環境基本計画答申

茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

する。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

茨木市
地球温暖化対策実行計画
進捗状況

年	年	市の動き	国内の動き	海外の動き
平成2年	1990年		地球温暖化防止行動計画を策定 温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を示した、最初の地球温暖化対策。	
平成9年	1997年			気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催→京都議定書 先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。
平成10年	1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律 COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。	
平成15年	2003年	茨木市環境基本条例を施行 環境の保全及び創造の基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた。 エコオフィスプランいばらき(第2版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成20(2008)年度)	エネルギー基本計画を策定 エネルギー政策の基本的な方向性を示すため政府が策定。	
平成16年	2004年	茨木市環境基本計画を策定 (目標年:平成27(2015)年度)		
平成17年	2005年		<削減目標(京都議定書)> 平成20(2008)年～24(2012)年: 平成2(1990)年比6%削減 エネルギー基本計画(第二次)を策定 2030年に向け数値目標と取り組みを示す。実現すれば対90年比で排出量は30%低減すると試算。	京都議定書発効 発効より法的な拘束力が発生。
平成18年	2006年		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正 温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入。	
平成20年	2008年		温対法の改正 規模により「地方公共団体実行計画」の策定を義務付け。	
平成21年	2009年	エコオフィスプランいばらき(第3版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成24(2012)年度)	国連気候変動サミット内首相演説 2020年までに温室効果ガス25%削減を表明。	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)→コペンハーゲン合意は留保
平成22年	2010年		エネルギー基本計画(第三次)を策定 2030年目標として原発を含むゼロ・エミッション電源比率を34%⇒約70%に引き上げ等。	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)開催→カンクン合意 気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるための大幅削減の必要性を共有。
平成23年	2011年	茨木市地域エネルギービジョンを策定 化石燃料の依存度低下により低炭素型社会への転換を図るため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを提示。	東日本大震災発生(3月11日) エネルギー基本計画の白紙撤回表明	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)開催→ダーバン合意 将来枠組みに向けた道筋に合意、京都議定書第二約束期間の設置が決定(日本は不参加)。
平成24年	2012年	茨木市地球温暖化対策実行計画を策定 <削減目標> 中期(平成32(2020)年度) 平成2(1990)年度比20%減 長期(平成62(2050)年度) 平成2(1990)年度比70%減	革新的エネルギー・環境戦略を策定 省エネ・再エネを推進し、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする。 京都議定書第一約束期間終了 →基準年度比8.4%削減(目標6%削減)を達成	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 1992年の「国連環境開発会議(地球サミット)」から20年を迎えるにあたり開催したフォローアップ会合。
平成25年	2013年	茨木市環境審議会地球温暖化対策推進部会を設置 地球温暖化対策実行計画の進捗状況管理を目的として設置。 エコオフィスプランいばらき(第4版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成29(2017)年度)	省エネ法の改正 <削減目標(COP19)> 平成42(2030)年度: 平成17(2005)年比3.8%減	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価IPCC報告書公表 気候システムの温暖化については疑う余地がない旨を明記。 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)開催→ワルシャワ合意
平成26年	2014年		エネルギー基本計画(第四次)を策定 原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネの導入を3年程度最大限加速、電力システムの改革等。	国連気候変動サミット開催 京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みを話し合い、温室効果ガス排出量削減により地球の気温上昇を2℃未満に抑制する決意の再確認。
平成27年	2015年	茨木市環境基本計画を新たに策定 (目標年:平成36(2024)年度)	COP21に向け「日本の約束草案」を決定(7月) <削減目標(COP21に向け)> 平成42(2030)年度: 平成25(2013)年度比26%削減	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催(12月)

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

目標（中期目標） 平成32(2020)年度：平成2(1990)年度（基準年度）比
市民1人あたり温室効果ガス20%削減

○長期目標（平成62(2050)年度）平成2(1990)年度比 市民1人あたり温室効果ガス70%削減を掲げています。

【参考】国の動きとしては、COP21に向け、『2030年までに13年比で26%削減』を国連に提出（平成27年7月現在）したところですが、本市においては、上記の中期・長期目標に基づき進捗状況の把握を行ってまいります。

【総合評価】

●現状について

- ・基準年度からみると、市域全域の1人あたりの温室効果ガスの排出量は削減傾向にありましたが、平成23(2011)年度より増加に転じています。増加の主な要因は、排出係数の影響によるものと考えられますが、民生家庭部門、民生業務部門についてはより一層の取り組みが求められます。
- ・エネルギー消費量（総量）については、基準年度からみて減少傾向です。部門別に見ると民生家庭部門、民生業務部門では基準年度より増加していますが、平成22(2010)年度から平成24(2012)年度にかけては減少しています。
- ・事業者向けの設備補助の申請件数は増加傾向です。また、緑のカーテンも取り組みが広がっています。

●今後の取り組みについて

- ・太陽光発電システムや省エネルギー機器の導入促進について継続して啓発を行う必要があります。
- ・環境家計簿や省エネナビの普及促進のほか、地球温暖化対策につながる環境教育など、意識啓発の促進が求められます。

平成26(2014)年度のトピックス

太陽光発電システムの設置

環境衛生センター一般廃棄物最終処分場の土地貸し事業を実施し、民間事業者による発電容量582.4kWの太陽光発電システム設備導入を行いました。平成26年8月から発電を開始し、これまでに市が導入した太陽光発電システムは市内全20か所で総発電容量778.9kWとなっています。



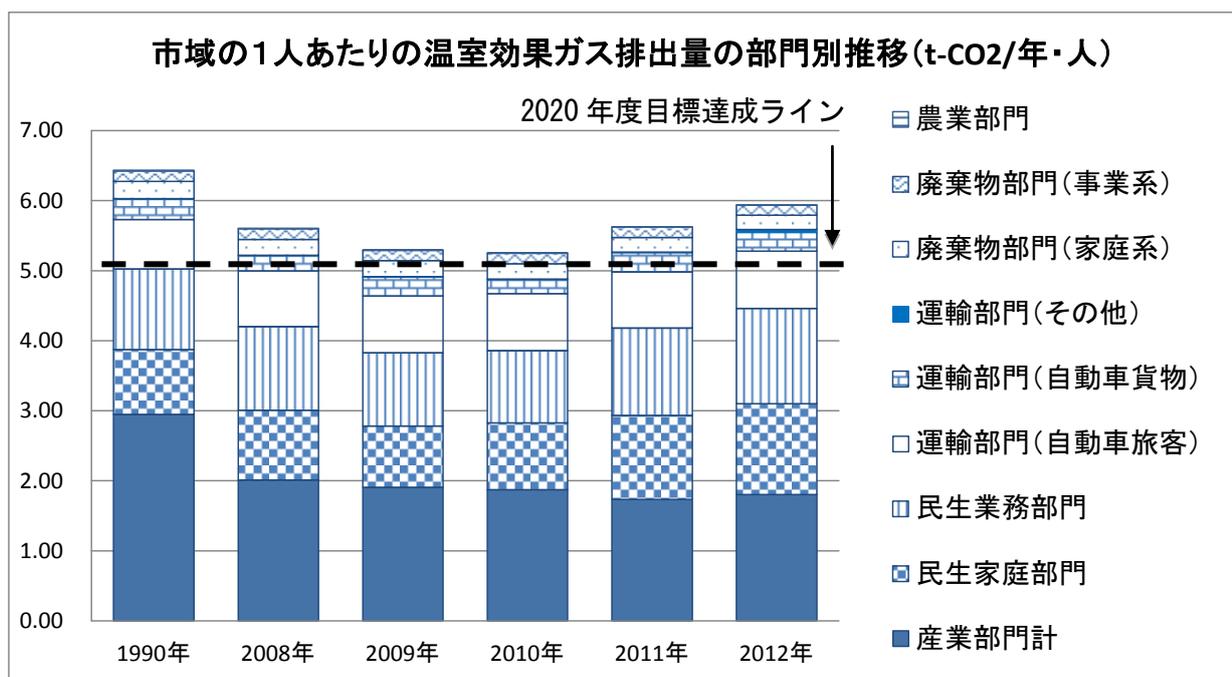
趣向を変えて環境市民講座の実施

より広い市民層への環境啓発を目的に、環境市民講座を従来の会議室ではなく、ショッピングモールで「エコマジックショー」として実施しました。ショーをきっかけに、リサイクルや省エネについて考える機会となりました。また、環境家計簿の啓発も併せて行いました。



目標値への進捗指標

- 最新の数値として、平成24(2012)年度は、市民一人あたりの排出量が5.94(t-CO₂/年・人)と平成2(1990)年度から7.7%削減しました。これは、産業部門における排出量が大幅に削減されていることが影響しています。なお、前年(5.63t-CO₂/年・人)と比較すると、5.5%増加しています。
- 一方、民生家庭部門における市民一人あたりの排出量は、平成2(1990)年度から40%増加し、民生業務部門では18%増加しています。



<電力の排出係数(kg-CO₂/kWh)>

平成2年度(1990)	平成20年度(2008)	平成21年度(2009)	平成22年度(2010)	平成23年度(2011)	平成24年度(2012)	平成25年度(2013)
0.353	0.355	0.294	0.311	0.45	0.514	0.522(参考)

<目標達成の目安：単位あたりの部門別排出量 基準(1990)年度比および前年度比>

部門※	単位	目安 ※1	最新年度値(平成24(2012)年度)		
		平成32(2020)年度 基準年度比	基準年度比	前年度比	
産業部門 ※2	製造品出荷額	-31%	+67%	+5%	
民生部門 ※3	家庭部門	人	-29%	+40%	+8%
	業務部門	床面積	-50%	-8%	+7%
運輸部門	自動車旅客	人	+8%	+16%	+2%
	自動車貨物	製造品出荷額	-48%	+146%	-3%
廃棄物部門	家庭系	人	+39%	-18%	-4%
	事業系	床面積	+2%	-25%	-6%

※1 (独)国立環境研究所「中長期ロードマップを受けた温室効果ガス排出量の試算」を参考に算出

※2 産業部門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業

※3 民生部門(家庭部門)：自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費

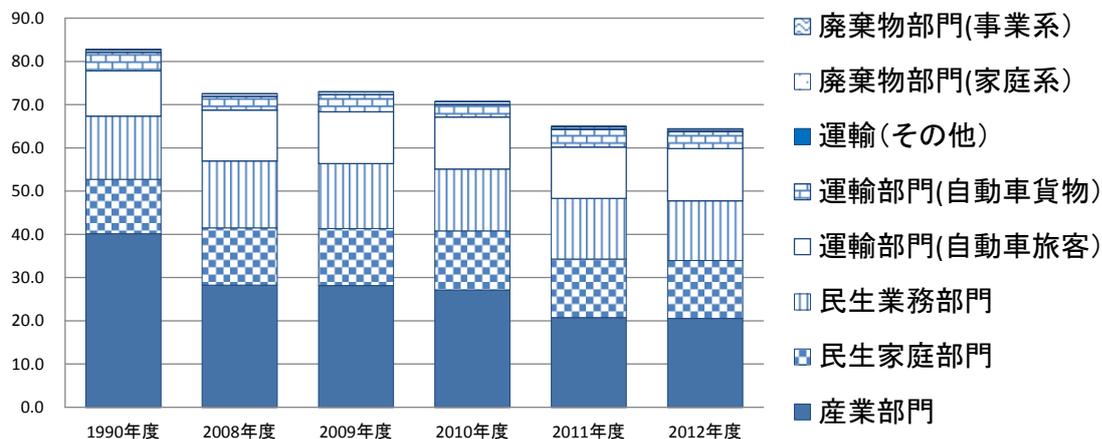
民生部門(業務部門)：事務所、ビル、ホテル、飲食店、百貨店、病院、サービス業等

評価指標

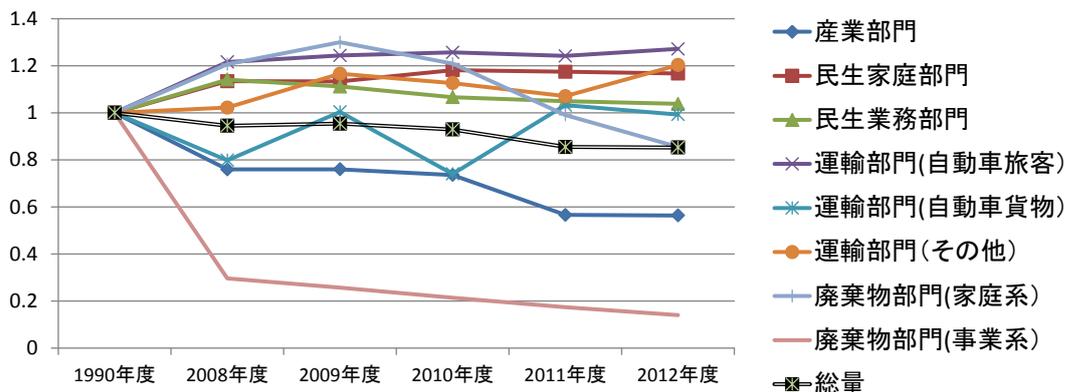
全体指標

市民、事業者の活動の様子が良く分かる指標が「部門別エネルギー消費量」です。市全体でみると、エネルギー消費量は（1人あたり及び総量ともに）減少傾向にあります。部門別エネルギー消費量については、平成2（1990）年度と比べて、産業部門、運輸部門（自動車貨物）、廃棄物部門（家庭系、事業系）で減少しており、それ以外の部門は増加しています。

市域の1人あたりのエネルギー消費量の部門別推移(GJ/年・人)

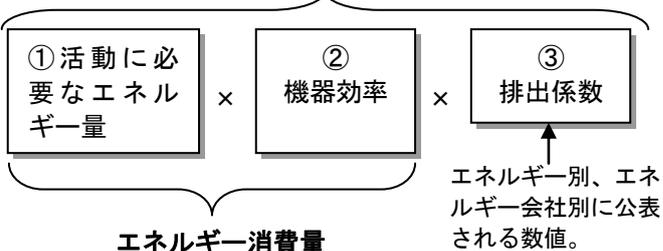


1990年度を1とした場合の部門別エネルギー消費量の指数



参考：二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の関係
二酸化炭素排出量は、下記の方法で算出されます。エネルギー消費量は市民、事業者の活動で無駄なエネルギーを使わない（①）、省エネ性能の高い住宅や機器を選択する（②）ことで減らすことができます。

二酸化炭素排出量

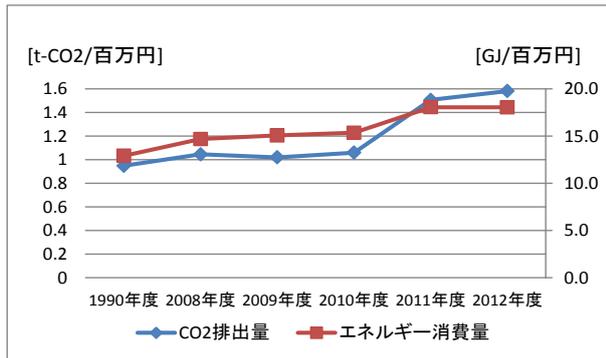


エネルギー消費量は、二酸化炭素排出量に比べると、事業活動や市民の生活で取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値だよ。

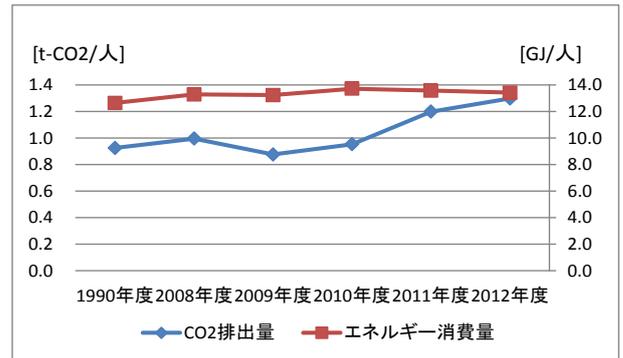


<各部門の単位あたりのCO2排出量およびエネルギー消費量>

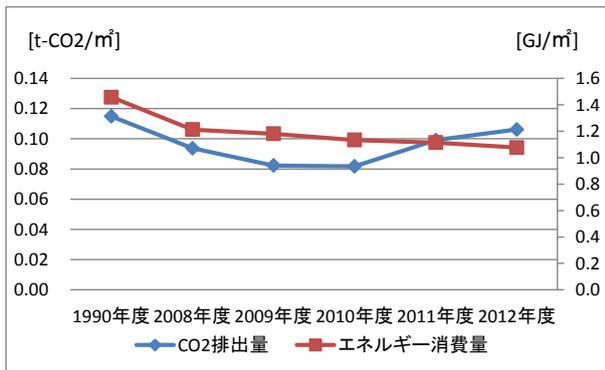
産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）



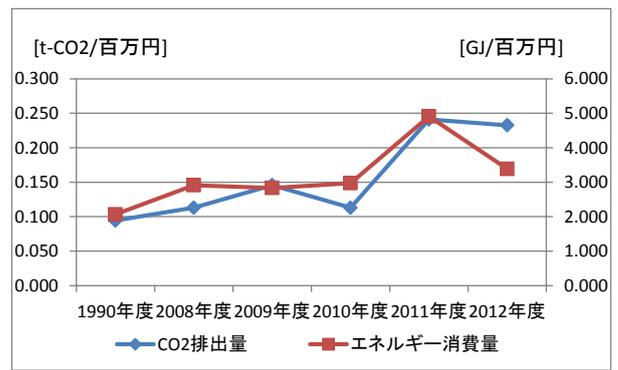
民生家庭部門



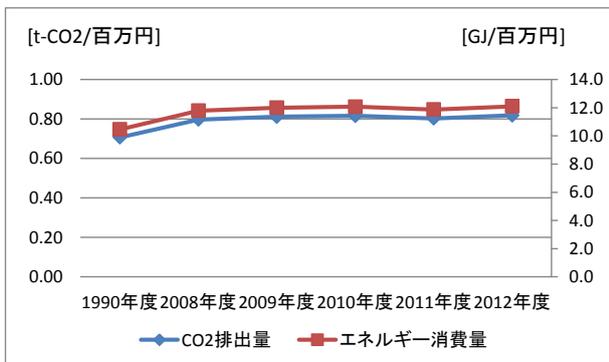
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



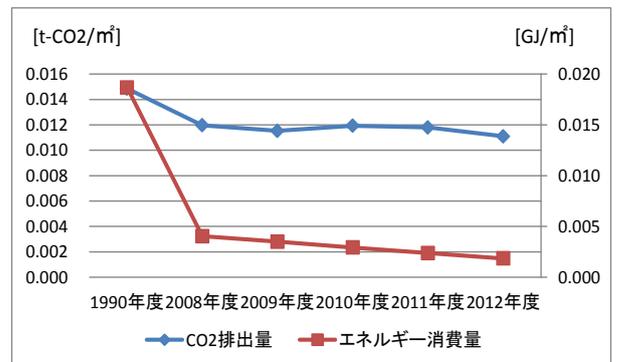
自動車貨物



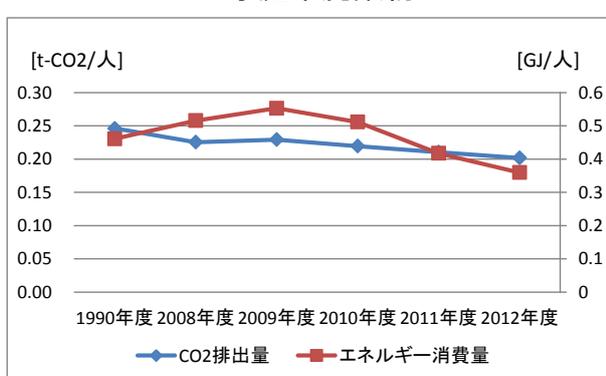
自動車旅客



事業系廃棄物



家庭系廃棄物



平成23(2011)年、平成24(2012)年と、産業部門では市民1人あたりのエネルギー消費量は減少しているけれど（別3ページ参照）、製造品出荷額あたりのエネルギー消費量は増加しているよ。これは、製造品出荷額が平成22(2010)年の約6割に落ち込んでおり、製造品出荷額100万円あたりのエネルギーの使用効率が悪くなったためと考えられるよ。

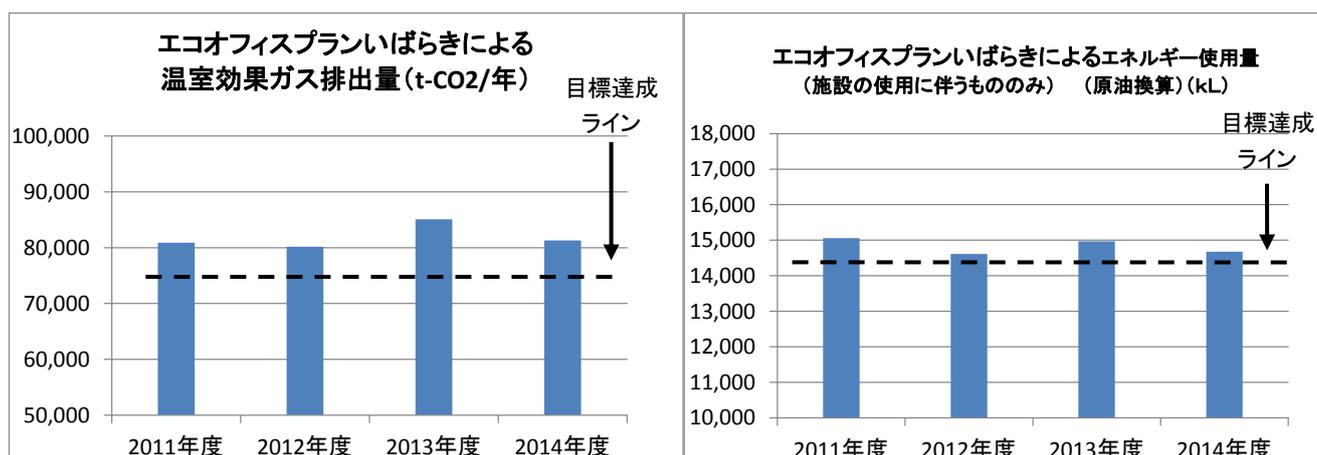


活動指標

環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

- 低炭素ライフスタイルの普及促進のため、環境フェアや啓発事業を行い、市民・事業者の参加を呼びかけています。
- 市では、エコオフィスプランいばらき（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減の目標を掲げています。平成26(2014)年度は、平成23(2011)年度比0.5%の増加となり目標未達成となりました。排出係数の影響があり、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量が増加したためと考えられます。また、エネルギー使用量については、平成26(2014)年度は前年度よりわずかに減少し、平成23(2011)年度比でも2.6%の削減となりました。

指標指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
環境フェアの参加者数(人) (毎年)	5,300	3,000	6,000
ごみ減量に関する啓発の取り組み数 (キャンペーン・出前講座)(件)(毎年)	13	11	23
高効率給湯器等導入件数(件)(毎年)	1,527	1,405	1,246



多様な暮らし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

- 認定低炭素建築物の認定制度は、平成25(2013)年度にスタートしたため、今後件数が伸びていくことが推測されます。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
再生可能エネルギー等導入件数(件)(毎年)	700	763	620
長期優良住宅の認定件数(件)(毎年)	356	346	272
認定低炭素建築物の認定件数(件)(毎年)	-	8	17

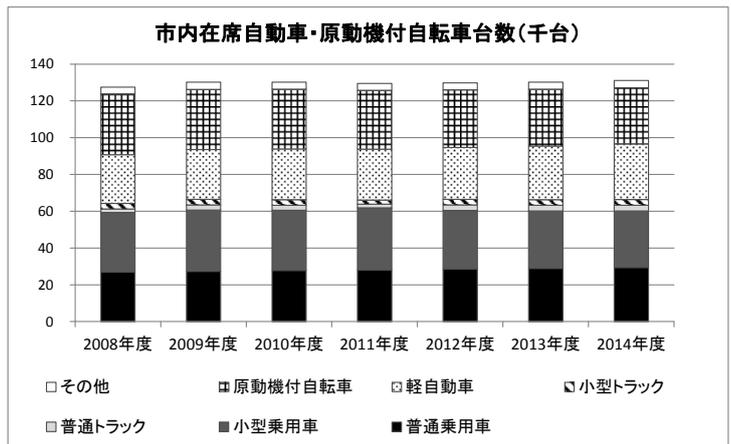
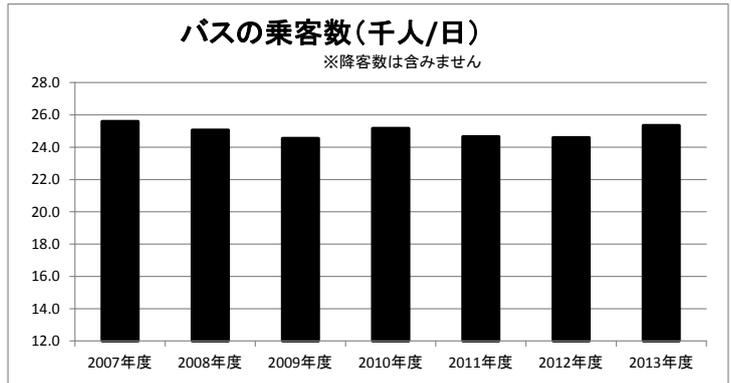
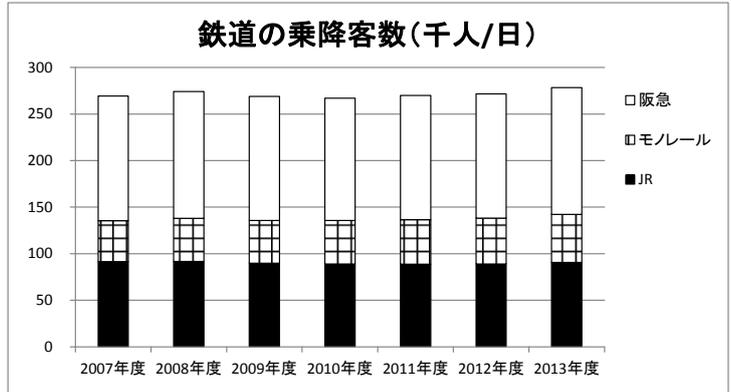
平成26(2014)年度の再生可能エネルギー等導入件数と長期優良住宅の認定件数が減少しているね。これは平成26(2014)年4月から消費税が8%になった影響と考えられるよ。



・鉄道の乗降客数については、モノレールは増加傾向にあり、平成19（2007）年度比で18%増加しています。一方、JRと阪急はほぼ増減がありません。また、バスの乗客数は、ここ数年微減していましたが、平成25（2013）年度は微増となりました。

・自動車保有状況について、平成19（2007）年度比で3%増とほぼ横ばいの状態が続いています。本市では、普通乗用車、小型乗用車、軽自動車、原動機付自動車がそれぞれ約20%~25%を占めています。

・一方、普通トラックは全体に占める割合は小さいですが、台数は、平成20(2008)年度に比べると65%増加しています。



自動車の利用が少なくなり、鉄道やバスの利用者、歩行者や環境負荷の少ないEV・PHVや自転車が増えていくとめざまちの姿に近づくよ！



指標 (把握頻度)		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
自動車分担率(%) (10年に1度・最新:平成22年度)		23	23	23
中心部の歩行者・自転車通行量 (5年に1度・最新:平成22年度)	歩行者(人/12h)	3,277	3,277	3,277
	自転車(台/12h)	5,299	5,299	5,299
EV・PHV充電設備数(基)		3	8	9
コミュニティサイクル(レンタ)サイクル台数(台) (毎年)(累積値)		979	979	994

※自動車分担率とは、市域全体の移動数に対する自動車移動している移動数の割合を示します。

環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

- 現在、市では、公共施設・街路灯へのLED導入を進めています。また、LED導入以外にも、低炭素建築物の認定などにも取り組んでいます。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
公共施設・街路灯へのLEDの導入件数(基)(毎年)	1,897	214	280
認定低炭素建築物の認定件数(件)(毎年) 【再掲】	-	8	17

環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

- 環境意識が次世代へ継承されるよう、市民や市民団体、企業の方などと連携して、以下の取り組みを進めています。

指標 (把握頻度)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
環境市民講座(年1回)参加者数(人)(毎年)	29	100※	180
環境教育ボランティア活動(派遣)者数(人)(毎年)	102	130	150
市民団体による環境家計簿普及促進 事業(環境講座)実施(毎年)	開催数(回)	7	7
	参加者数(人)	388	342
里山センター利用者数(毎年)	3,701	5,443	7,361
市民参加型森林保全事業市民ボランティア登録者数(毎年)	18	13	16

※省エネコンテストと同時開催



環境市民講座の様子



環境教育ボランティアによる活動の様子



市民団体による環境家計簿普及促進の様子

市では、各設備の導入件数やボランティアや講座参加者が増えて環境意識が高まることを目指しているよ！



平成26(2014)年度 主な事業の実施状況

環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

事業	取り組み内容(実績)	担当課
省エネナビモニターの活用及び普及	5件貸出	環境政策課
環境市民講座の開催	1回開催	環境政策課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用 (411団体、10,234t回収)	環境政策課 (平成27年度からは資源循環課)
廃棄物減量等推進員活動の推進	街頭啓発キャンペーン、環境衛生センター見学会、廃棄物減量等推進員研修会を実施	環境政策課 (平成27年度からは資源循環課)
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	68事業所を訪問 啓発リーフレット4,000部発行	環境政策課 (平成27年度からは資源循環課)

多様な暮らし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

事業	取り組み内容(実績)	担当課
省エネ・省CO2設備導入補助事業	7件、約172t-CO2削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	446件、1680kW、 約528t-CO2削減	環境政策課

人にも環境にもやさしく移動ができるまち

事業	取り組み内容(実績)	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車23台、ミニバン2台、 塵芥車4台、貨物1台	総務課等
EVの普及	いばらき環境フェアでEV・PHVの展示・試乗を実施	環境政策課

環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

事業	取り組み内容(実績)	担当課
朝市・青空及び販売所PR (地産地消の実践)	市HPに掲載、市の広報誌13件	農林課

環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

事業	取り組み内容(実績)	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農林課
環境家計簿の作成・配布	1,000冊作成、301人に説明・配布	環境政策課

平成27年度版（2015年度版）

いばらきの環境
（平成26年度 年次報告書）

平成27(2015)年9月発行

発行 茨木市産業環境部環境政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話(072)620-1644